

# 令和7年度いたばし生活支援臨時給付金（不足額給付）支給事務実施要綱

（令和7年4月1日区長決定）

## （目的）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定）における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する、いたばし生活支援臨時給付金（不足額給付）（以下「不足額給付」という。）に関し、必要な事項を定める。

## （定義）

第2条 不足額給付は、令和6年度いたばし生活支援臨時給付金（調整給付）（以下「当初調整給付」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、板橋区（以下「区」という。）によって次条に規定する支給対象者に贈与される給付金をいう。

## （支給対象者）

第3条 不足額給付の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、令和7年1月1日時点で区に住所を有する者（区の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による道府県民税所得割又は市町村民税所得割（都民税所得割又は特別区民税所得割を含む。以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。

ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

（1）ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）がウに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

ア 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ）を差し引いた額

イ 1万円に、その者の令和5年12月31日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第5条の8第4項及び第5項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ウ 当初調整給付の額（当初調整給付を辞退等した者にあつては、当初調整給付を辞退等していなければ支給していた額をいい、当初調整給付が給付対象外であった場合、0とする。）

- (2) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0であり、令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が48万円を超える者
  - (3) 令和6年分所得税額及び令和6年度分個人住民税所得割額が0であり、地方税法第32条第3項及び第313条第3項の規定による青色事業専従者又は同法第32条第4項及び第313条第4項の規定による事業専従者である者
- 2 第1項第1号アに掲げる額は、給与支払報告書又は公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和7年度分個人住民税課税情報から推計した令和6年分所得税額から算定した額とすることができる。
- 3 第1項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。
- 4 第1項第2号及び第3号においては、次の各号に該当する者を除く。
- (1) 令和6年分所得税額又は令和6年度個人住民税所得割額が0でない者
  - (2) 当初調整給付の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）
  - (3) 令和5年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和6年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員

(支給額)

- 第4条 前条第1項第1号の規定による支給対象者に対して支給する不足額給付の金額は、同号ア及びイに掲げる額の合計額（1万円を最小の単位とし、これに満たない端数がある場合には切り上げる。）から同号ウに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号アを、令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は同号イを、それぞれ0とする。また、令和6年1月2日以降に国外から転入し、令和7年1月1日時点で区に住所を有する者（区の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、同号イを0とする。
- 2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する不足額給付の金額は、原則として、4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し令和7年1月1日時点で区に住所を有する者（区の住民基本台帳に記録されていないが、個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3万円とする。
- 3 前条第1項第1号ア及びイに掲げる額を課税台帳等から抽出し、不足額給付の金額の算定等の事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和7年6月2日とする。
- 4 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号ア及びイに掲げる額の修正等については、原則として、同項に定める不足額給付の金額に反映しないものとする。

(受給権者)

第5条 不足額給付の受給権者は、第3条における支給対象者とする。

(申請等が不要の支給対象者)

第6条 区は令和6年度いたばし生活支援臨時給付金(調整給付)振込口座、公金受取口座を把握している場合には、当該支給対象者に対し、不足額給付の支給を通知する。

- 2 前項による支給対象者は、支給の通知を受領後、書面により受給の辞退を届け出ることができる。
- 3 前2項で必要な様式については、別に定めるものとする。

(申請等が必要な支給対象者)

第7条 前条に該当しない場合で不足額給付の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、区に対し確認書の提出又は申請書による申請を行うものとする。なお、提出期限及び様式については、別に定めるものとする。

- 2 第1項に定める確認書の提出及び申請書による申請は、郵送のほか別に定める方法によりオンラインで行うものとする。
- 3 申請者は、不足額給付の申請にあたり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、提出者本人であることを証するものとする。

(代理による申請)

第8条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書の提出又は申請書による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)
- (2) 親族その他の平素から受給権者本人の身の回りの世話をしている者等で、板橋区長(以下「区長」という)が特に認める者
- 2 代理人が確認書の提出又は申請書による申請を行う場合は、委任欄に代理人氏名の記載をするとともに、支給対象者本人が署名するものとする。
- 3 区は、前項の規定にかかわらず、区長が別に定める方法により、代理権を確認することができるものとする。
- 4 前3項によるもののほか、区は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

(支給方式)

第9条 不足額給付の支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。なお第4号及び第5号に掲げる方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること、その他第1号から第3号による支給が困難な場合に限り行う。なお、必要な様式については、別に定めるものとする。

- (1) 支給対象者が振込を希望する金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 公金受取口座に振り込む方式
- (3) 区が当初調整給付を振り込んだ口座に振り込む方式
- (4) 区の窓口で現金を支給する方式
- (5) 現金書留により現金を送付する方式

(支給又は不支給の決定)

第10条 区長は、第6条第1項による支給の通知後、別に定める期日までに届け出がないときは、速やかに支給を決定し、第3条の支給対象者に対し不足額給付を支給する。

2 区長は、第7条の規定により確認書又は申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給又は不支給を決定し通知するとともに、当該支給決定者に不足額給付を支給する。なお、通知の様式については別に定めるものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第11条 支給対象者から別に定める期日までに第7条の規定による確認書の提出又は申請書による申請が行われなかった場合、支給対象者が不足額給付の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 区長が第10条の規定による支給決定を行った後、第9条第1項第1号から第3号の口座解約や確認書等の不備による振込不能等があり、区が確認等に努めたにもかかわらず届出書等の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができない場合は、支給対象者が調整給付の支給を受けることを辞退したものとみなす。

(不当利得の返還)

第12条 区長は、偽りその他不正の手段により不足額給付の支給を受けた者に対しては、支給を行った不足額給付の返還を求めることができる。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第13条 不足額給付の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第14条 この要綱の実施のために必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、区長決定の日より施行する。